

令和6年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和6年5月14日（火）午後2時27分から午後3時16分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(3) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することが適当である旨，答申することを決定

(4) まき網漁業の許可に係る取扱方針の改正について（報告）

→ 意見なし

(5) くらまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

令和6年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年5月14日(火) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	(会長) 阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 三 郎	○
漁業者・漁業従事者委員	楠 田 勇 二	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	迫 田 洋 則	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	田 村 眞 一	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	×
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	○
中 立 委 員	肥 後 正 司	×
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	○

(出席者) 12人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

— 令和6年5月14日（火）午後2時27分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。
本日は、委員14人中12人の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

こんにちは。皆さん、新年度がスタートして、課長以下、昔、若かりし頃一緒に普及員として頑張ってきた方々がこうして、課長、管理監、係長として、我々と一緒にこういう重責を一緒に担えることをありがたく思います。

また、職員の方々には、あの荒い金也さんが、こういうところに座ってるなんて、あの当時では想像できなかったんじゃないかなという冗談を交えながらですね。新しい年度に向けて、委員の皆さんも職員を一新したことですし、改善するようなことがございましたら、時代に即して一緒にバージョンアップをしていって、鹿児島県の水産振興と一緒に寄与したいと思っておりますので、委員の皆様方もよろしくをお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

それでは議事に入る前に議事録署名者について、私から指名するという事によろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は野村委員、西委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議事に入ります。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課漁業調整係の山神です。議題1について御説明します。座って説明させていただきます。資料1の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第16号
令和6年5月14日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（山神水産技師）

2ページを御覧ください。今回、複数漁業について制限措置の公示予定がありますので、それぞれ担当から説明させていただきます。

はじめに、1番の中型まき網、2番の小型まき網について御説明します。

1番及び2番は許可期間の満了による更新が予定されていますので、制限措置を公示するものです。制限措置の内容は、それぞれ従前どおりとなっていて、中型まき網で4隻、小型まき網で2隻、前回の更新時から減少し、中型まき網が7隻、小型まき網が7隻となっています。

許可の有効期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日で、申請すべき期間は令和6年6月3日から6月28日となっています。

続いて3ページを御覧ください。3番、かじき流し網漁業についてです。

こちらも許可期間の満了による更新が予定されていますので、制限措置を公示するものです。制限措置の内容はそれぞれ従前どおりとなっていて、前回の更新時から11隻減少し、73隻となっています。操業区域の詳細は4ページに記載しておりますのでお目通しください。

許可の有効期間は令和6年7月1日から令和9年6月30日で、申請すべき期間は令和6年5月20日から6月7日となっています。

続いて、5ページ以降について、担当の赤崎から御説明します。

○ 事務局（赤崎書記）

5ページをお開きください。続きまして、かご漁業についてです。

新規要望案件で、ばいかご漁業の許可取得の要望があったことに伴うものが1

件でございます。要望がありましたのは、江口漁協の組合員で、現在は一本釣り漁業を操業しているとのことですが、近年の魚価の低迷、漁獲量の減少などを受けて、経営の安定化を図るため、ばいかご漁業を新たに操業したいとのことであります。

なお、「ばいかご漁業」の現在の許可数は、県全体で2件あり、そのうち1件は江口漁協分です。制限措置は、現在許可している内容と同様としております。

今回、答申が得られましたら、許可期間は、他の許可者と更新のタイミングを合わせるため、許可日から令和9年3月31日までとします。

続いて5番目、あさひがにかかり網漁業についてです。こちらも、新規の許可取得の要望があったことに伴うものが1件ございます。要望がありましたのは内之浦漁協の組合員の5隻分です。要望に至った経緯としましては、現在、内之浦漁協の共同漁業権内において、第2種共同漁業権として同漁業を操業しているところ、近年操業範囲が沖合へと広がりつつあることから、共同漁業権の沖合についても操業が行えるよう許可取得を望むものであります。

なお、あさひがにかかり網漁業の現在の許可数は、鹿児島海区で6件あり、制限措置は、現在許可している内容と同様としております。今回、答申が得られましたら、許可期間は、他の許可者と更新のタイミングを合わせるため、許可日から令和8年8月31日までとします。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、意見・御質問等ございませんか。

ありますか、ありませんね。

特に御意見もないようですので、議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題2は、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」です。

これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

はい。漁業監理係の保科です。資料2に基づいて説明いたします。座って説明させていただきます。

こちら諮問事項ですので、めくっていただいて1枚目に諮問文をつけております。読み上げます。

(諮問文)

水振第107号
令和6年4月18日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさばに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理
漁獲可能量の変更について(諮問)

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を変更したいので、漁業法第16条第2項及び同条第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局(保科技術主査)

めくっていただいて1ページ目をお願いします。

まず、今回説明させていただく概要についてです。長崎県、島根県におきまして、漁獲量が今積み上がっているという状況です。その中で本県の漁獲枠を融通してもらえないかと、そういった相談を受けているような状況です。

結論としましては、本県のまき網に配分しております知事管理漁獲可能量を県の留保枠に移し替えて融通することを検討しております。その検討に至った経緯について、説明いたします。

まず、知事管理漁獲可能量及び漁獲状況について、(1)まき網。こちらは数量明示としまして、11,700トンの漁獲可能量を明示しております。3月末時点での漁獲量としては2,476トン、例年に比べ非常に低調な状況です。

また、今後4月から6月に過去10年間の最高水準と同等の漁獲があったとしても、おおよそ9,000トンで終了見込みというような状況です。

続いて(2)その他漁業、こちらは現行水準ですが、目安数量として1,170トン配分をしております。そのうち2月末時点で、358トンという状況です。

わかりやすくグラフにまとめてみますと、中段のグラフを御覧ください。

まず、棒グラフ。白抜きの棒グラフが直近10か年の平均値の累積値。そして黒塗りが令和5年度の実績の累積となっております。

折れ線が、それぞれ実線のほうが令和5年度実績、点線が直近10年の平均ということで、御覧いただくとわかるとおり今年度は、過去10か年平均に比べて非常に低い水準で推移しているような状況となっております。

続いて、下の表をお願いします。

こちらの方が、現在の漁獲量と今後想定される量を明記して、今後どれぐらい枠が残るかというものを考えたものになります。

まず一番上のまき網、こちらが11,700トンに対して、3月末時点で2,476トンの漁獲がありました。平成30年度以降の最大値が今後続いたとしても、3,777トン。想定残としては約5,500トン弱というような状況です。

その他（現行水準）については、想定量が1,120トンということでマイナスがついているんですが、県留保枠は一切今動かす予定がないような状況ですので、想定残としては合計6,000トンほど残るような見込みが立っています。

また、この想定自体は3月時点での想定だったのですが、4月の漁獲量が想定よりも1,000トン以上少なかったものですから、おそらくこの「まき網3,700トン」というのも、達しないものと考えている状況です。

では、関係団体の意見について、2ページ目に結果を示しております。

まき網の組合の方の意向を確認いたしました。

事務局を通じて、組合長、副組合長に確認をしたところ、まき網の漁獲可能量から6,000トンを県の留保枠に移し替える、つまり、この量を融通分に回す若しくは県の足りない分に付けていいということで、承諾を得たところです。

ただし、今後、本県で漁獲が積み上がり漁獲可能量を超過した場合は、翌管理年度、融通先の県の方から返済いただくことを条件とするということで御意見をいただいております。

そうした場合に、本県の漁獲可能量がどうなりますかということ、次の表をお願いします。

一番上のまき網、こちらが今11,700トン。ここから6,000トンを差し引いて5,700トンに変更します。そしてその分を下2つ移っていただいて、「県留保1,430トン」とあるところに6,000トンを加え7,430トンとするというものになります。

この「6,000トン」については、すべて融通するというわけではなくて、本県の漁獲状況に応じて、この中からどれぐらい渡すかということは、また勘案していこうと考えております。

今後の対応手順について簡単にまとめております。

まず、まき網の漁獲可能量から、県の留保枠6,000トン移し替えます。

これについては、鹿児島海区、熊本海区においてそれぞれ諮問を行いまして、答申をいただいた後に、県のホームページ及び公報で公表して、農林水産大臣等へ報告するといった流れになります。その後、本県の留保枠から希望する県に融通するといった段取りになっていきます。

以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

○ 阿久根議長

はい。では、今県からの説明が終わりましたが、委員の皆様方から御意見・御質問はございませんか。

ございませんか。

特に意見がないようですので、議題2の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」は、原案のとおり漁獲可能量を変更することが適当である旨、答申することよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

異議なしということで、そのように答申することに決定いたします。

【議題3 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

○ 阿久根議長

続きまして議題3，議題3は、「鹿児島県資源管理方針の変更について」です。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

はい。漁業監理係の保科です。引き続き、資料3に基づいて説明をいたします。めくっていただいて1枚目をお願いします。こちらも諮問事項ですので、諮問文をつけております。読み上げます。

（諮問文）

水振第106号
令和6年4月18日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（保科技術主査）

めくっていただいて1ページ目をお願いします。1番目に「変更理由」ということをつけております。今回大きく2点、変更理由がございます。

まず1点目が、国が作る資源管理基本方針と本県の方針というのは連動していますが、国の方の基本方針に変更がありまして、それに伴いまして、機械的に県の方針も変更になるというものでございます。

2点目に、本県の知事管理漁獲可能量の柔軟な運用について、記載の変更を行いたいというものでございます。それでは、それぞれ具体的に説明をします。

まず1点目、国基本方針に伴う変更というところです。

国の基本方針においてですね、マダイ、ヒラメ、キダイ、この3魚種が別紙3の方に記載されるということを受けまして、本県でも同様に記載を変更するというものでございます。

国の別紙と県の別紙というのは連動しておりまして、表の方で具体的に説明いたします。

まず一番上、国の別紙の2番、県でいうところの別紙の1番でございますが、内容としましては、TAC魚種、特定水産資源が今、8魚種記載されております。これについては今回は変更ありません。

次に、中段の国の別紙3番、県でいうところの別紙の2番ですが、内容としては、特定水産資源以外かつMSYベースの資源評価が実施されているもので、現在はカツオからメカジキまでの5魚種が記載されております。

これに、国がマダイ、ヒラメ、キダイを加えましたので、本県においても、同様にこの3魚種を加えまして、従前の5魚種から8魚種に変わったところです。

そしてその下の段、別紙の3番ですが、こちらは県独自のものが記載されています。従来はマダイ、ヒラメ等の36魚種が記載ありましたが、マダイ、ヒラメ、キダイが別紙2に移ったことを受け、3魚種減りまして、合計33魚種となっております。別紙の1から3までの合計については、49魚種で変更はございません。

続いて第2点目、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用についてです。

まず、本県の資源管理方針の現状について説明いたします。本県においては、漁獲可能量の運用は、国や他県からの追加配分及び融通、こういった場合を想定した対応については、書きぶりが充実しております。例えば、追加配分は海区委員会への報告は事後でよいとされているなど、そういった点が充実しているところです。

ただ一方、本県内の知事管理区分間、例えばまき網と定置網がお互い融通し合うとか、あとは本県から他県に融通する、そういったことについてはあまり整理がなされていない状況です。

今後水産庁では、TAC管理魚種を、マダイ、ブリ、ヒラメ、ムロアジと、増やしていく意向がございますので、今後の資源や漁獲状況に応じて他県との相互的な融通機会というのは、おのずと増えてくると思われまます。

そのため、漁師さんが「目の前に魚がいるのに行政の都合で枠がないから捕れない」とか、そういった不利益を被らないように、柔軟で迅速な漁獲可能量の運用について整理をしたいという内容でございます。

では具体的にどういった変更があるかというところで2ページ目をお願いいたします。2ページ目の2)の運用体制(案)というところです。

具体的には、県内の知事管理区分間の融通、そして他県への融通、知事管理区分から県の留保への移し替え、これについては、数量明示された資源を採捕する水産団体、例えますと、先ほどのマサバで言うとまき網が数量明示になるんですが、まき網の団体、県旋網漁業協同組合、そういった水産団体の同意を取得後速やかに実施可能とすると。確実に、県の判断のみではなくて水産団体の意向を聞いてから実施するというところです。

また、この対応を行った場合は、関係海区へは事後報告とするというふうにしたいと思っております。ただし、これは今回御説明したからといって、ずっと永続的にするものではなくて、各管理年度の設定時の諮問において、同様に、同じような諮問をさせていただいて、皆様の意見を聞いて対応したいと考えています。直近でいいますと、サバが7月から新しい管理年度に入りますので、サバの設定のときには再度説明をさせていただこうと思っております。

この運用することで、どういった効果が得られるかということで、3)に記載しております。現状については、①から⑤まで記載しておりますが、知事管理漁獲

可能量から県留保枠に移し替える旨を、関係する海区にそれぞれ諮問します。

そして答申後、国へ報告し、その後、関係県で協議をして、それをまた国へ報告。そして国から照会、変更通知を経て、県の方で公表して、やっと有効であるということで、最短でも1か月以上現状では掛かっているものです。関係する魚種、海区が増えてくると、この期間はおのずと伸びてきますので、この運用を加えることで、下のポツの方に移りますが、まず関係団体の同意を取得、取得した後、すぐに国の方に報告をするということで、知事管理漁獲可能量の変更について達成しようと。その後、融通する元、先で協議をして国に報告。その後、⑤までは上と一緒にですね、公表して実施と。そして、海区漁業調整委員会へは最後に報告といった格好になります。ただ、海区のスケジュール自体では、この⑥が③より前にくる可能性はありますが、国へ報告した後に海区へ報告すると、事後報告ということで、その手続き自体は変わりません。

また、この運用をする魚種については、いきなりすべての魚種を対象にするのではなく、水産団体がはっきりしているマアジ、サバ。この業種でまずは実施しようかと考えております。

これを実施した場合に、県の資源管理方針はどう記載が変わるかということで、四角の中に示しておりますが、読み上げます。「また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、あらかじめ鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする」と、こういった記載を加えたいと思っております。

では、新旧対照表をもって、こういった書きぶりになるかというのを説明いたしますので、4ページ目をお願いします。4ページ目、左側が改正後、右側が改正前の記載となっております。下線部が今回の変更点となっております。下の方、別紙1-1のマアジについて、第3の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」というところに付け加えます。下線太字になってるところ、「また」以下が今回追加した内容となっております。この第3の記載については、当初配分、追加配分があった場合の対応を、これまでは記載していたものですから、ここに他県への融通等について、このように記載をしたものでございます。

では、5ページ目をお願いします。5ページ目がサバの方の記載になります。

これも同様に、第3の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」に追記をしたというものでございます。5ページ目以降については、第1点目の、マダイ、ヒラメ、キダイの扱いが変わったということを受けまして、簡単な記載の変更ですとか、別紙の番号の変更がありましたので、こちらについては、後もって御確認いただければと思います。

また、12ページ目以降には、これの溶け込み版がついておりますので、こちらも後もって御確認いただければと思います。

それでは資料戻っていただきまして、3ページ目をお願いします。

最後に、今後の手続きについて簡単に説明いたします。4月下旬から5月下旬にかけて、各海区委員会へ諮問を行っております。そして、それぞれ答申をいただきましたら、6月上旬までには農林水産大臣への変更承認申請を提出し、軽微な語句の変更等はおそらくそこであるかと思うのですが、最終的には7月上旬までには、県の公報、そしてホームページの方で公表し、変更に係る手続きを終

了したいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 阿久根議長

ただいま県から説明がございましたが、説明について委員の皆様方から御意見・御質問等ございますか。はい、前田委員。

○ 前田（祝）委員

すみません、ちょっと勉強のために聞きたいんですけど。この変更によって、漁業者へのメリットというか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 阿久根議長

事務局。

○ 事務局（保科技術主査）

ありがとうございます。この変更による漁業者のメリットということでございます。今回の変更については、実は本県から向こうに渡す、もしくは本県内での融通というところなんです。

1点目の本県から他県に渡すというのはある種、向こうの相手方の漁師にメリットがある話ですね。

また、2点目の県内の例えばまき網と定置網のやりとりですと、片方で余ってる枠を、もう片方で有効活用できるということで、はめられた枠をちょっと増やすことで自由に泳げる幅が広がる、その事務的な処理速度が上がる、そういったメリットがあります。

○ 阿久根議長

はい、前田委員。

○ 前田（祝）委員

これまでもそういう融通はしてたけど、時間的なロスがなくなるということでもよろしいですか。

○ 阿久根議長

はい、事務局。

○ 事務局（保科技術主査）

ありがとうございます。これまでのやりとりですね。県内でのやりとりというのは、実はまだない状況です。今後、魚種が増えてきたときに、数量明示の魚種・漁法が増えてくれば、おそらくこういったやりとりが出てくるかと思われまます。

ただ、他県に渡すというのは、昨年度も実は経験をしておりまして、島根県と山口県にサバの枠を渡したときには、スケジュール的に向こうの漁期ギリギリに渡すことになってしまったので、そういった意味では、これが早くなることで、

向こうの漁師がより多く捕れるということになります。

○ 阿久根議長

はい、よろしいですか。

○ 前田（祝）委員

ありがとうございます。

○ 阿久根議長

ほかに、御意見、御質問ございますか。

では、私から一つ。こうなった経緯を御説明いただきたいんですけど。何を言いたいかという、わかってると思いますが。保科君がマダイの担当で、私と行ったり、最終的にはちょっと私の自己都合で、一緒に福岡に行けなかったんですけど。マダイについて、ここで別紙2に、言えばバージョンアップ、上のランクになってしまったわけですけど。1回目のときの、私が行ったときには、強硬に全員、参加者が大反対をしましたよね。理由が伴わない。それと遊漁者の採捕した、釣った、今もフェイスブックやインスタグラムを見れば、マダイを釣ったのが全部、すごい数で、インスタにもアップされていますが、あれをどういうカウントするのかと、漁業者にだけなぜ押し付けるんだということで、猛烈な反対が出たのを私も記憶しておりますが。国としては、遊漁者については、組合員で遊漁船を営むものは、漁協の組合員だから、ちゃんとカウントするように申請していただくということは理解できたわけですが。一般遊漁者、鹿児島でもありましたよね、あのときもみんな出たんですけど。一般遊漁者は、漁協という管理下になり。漁協だったら、鹿児島県の管理下に、何らかの形で許可漁業を得ている、漁連のもとにもある、だから協力できると思うんですけど。一般遊漁者について、例えば江夏さんが質問した、海づり公園でも相当な数が上がると、あのとき言いましたが、それをどうクリアして、国として説明を。あのときにはただ、「自分で国のホームページにアクセスして、今日はタイをどれだけ釣りましたよと、自由にそういうシステムを構築してそれを普及しますから」って言ったけど、我々漁業者にはこんなに複雑なシステムを押し付け、またこうして手続き上も、融通するにしろ何にしろ、協議、諮問までして、水産庁に上げていってすごいハードルがあって、管理させるわけですが、この遊漁者についてどう国はクリアしたから、今回このバージョンアップしたのかの説明がなく、ただ、「繰り上がりましたから」、「これはまだ第2段階ですけど、将来的にはTACになりますよ」って言われたって、あのとき大反対があったのを、私が行かなかった、あの次のときのマダイのヒアリングでは、全員がそれを納得して、国がここまで上げたのかを一旦聞いてみたいなど。上がったものは仕方ないけど、強行的に国が一方的に上げてきたものを漁業者にだけ押し付けたのか。漁協の職員だって県庁職員だって、マダイについて管理するのはすごく難しいというのはみんな実感してると思うんですよ。これをどうクリアして国がここまでアップしたのかを経緯として言える範囲でいいですので教えてください。

はい、事務局。

○ 事務局（保科技術主査）

ありがとうございます。マダイについて。おっしゃるとおり、すごく難しい問題だと思ってます。今回別紙の2になったというのは、MSYベースの評価が出されたということで、区分が、これまで別紙になかったところから、国の別紙の3になったということなので、まだTACがこれで進んだということではないんですよ。あくまでMSYベースの評価がなされたので、扱いとしては別紙の3ですよという話。ただ、一般遊漁の話とかはまだ全然クリアできていない状況なので、現時点で入るのは、自分個人としてはかなり難しいものがあると思ってます。まだTACがこれで進んだわけではないということで認識いただければ幸いです。

○ 阿久根議長

あれだけ鹿児島で猛反対があつて、もう門前払いくらうようなことだったんだけどと思ってですね。暫時休憩。

（休憩）

○ 阿久根議長

再開します。野村委員どうぞ。

○ 野村委員

運用の変更によって、最初、変更まで最短でも1か月でしたっていうのが、運用をした場合、どのぐらい縮むのかというのがちょっとわからないので。よそにやるときだけでなく、うちが貰うときもどのぐらい掛かるのかをちょっと教えてほしい、

○ 阿久根議長

事務局。

○ 事務局（保科技術主査）

まず、こちらから渡す方についてですね。現状1か月以上掛かっているような状況なんですけど、これをもし導入できた場合はですね、その団体の意思決定の時間にもよるんですが、おそらく2週間ぐらいで、この県内でのまとめは済むんじゃないかなと考えています。

また、うちが貰う方、追加配分についてはですね、実はもう、国からの通知が来れば、2、3日のうちには県内で処理をするようには今してるので、ここの運用があったことで、貰う方は変わらないんですが渡す方がスピーディーになるということで、今回は説明をさせていただいたところでした。以上です。

○ 阿久根議長

よろしいですか。

○ 野村委員

はい。

○ 阿久根議長

ほかに委員の皆様方から御質問、御意見ございませんか。

特別にないようですので、議題3の「鹿児島県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することが適当である旨、答申することによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

異議なしということで、そのように答申することに決定いたします。

【議題4 まき網漁業の許可に係る取扱方針の改正について（報告）】

○ 阿久根議長

続きまして議題4、議題4は「まき網漁業の許可に係る取扱方針の改正について」です。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

漁業調整係の山神です。議題4について御説明いたします。

すみません、はじめに皆さんに開会の通知をした際に、この取扱方針の改正についてを「協議事項」ということで、通知をさせていただいたかと思うんですけど。今回、この議題は「報告事項」ということにさせていただきます。

というのがですね、今回改正されたのが、まき網の取扱方針になるんですけど、魚礁が新しく入ったことによって、別表に新しく入った魚礁を追加しましょうねというだけの改正だったので、自動的に改正されるものでしたので、報告事項とさせていただきます。2ページを御覧ください。

中段に四角で囲っている箇所ですが、今回の改正に関する大型魚礁付近におけるまき網漁業の操業に関する条件になっています。

平成7年以前に設置された大型魚礁は、まき網漁業者の受益者としていなかったため、大型魚礁の中心から半径1,000メートル以内では、まき網の操業を禁止するというような制限を付しています。

一方で、平成8年以降に設置した大型魚礁は、まき網漁業者の受益者としていたため、操業禁止の条件を適用しないものとして、4ページ以降に掲載しております。4ページを御覧ください。

操業禁止の区域から除外する魚礁が載ってまして、今回追加があったのは6ページの25番から29番の大型魚礁です。はじめに、25番から28番の大型魚礁ですが、過年度に設置されたものの別表に追加されていなかったものを今回追加しております。すべて奄美群島に設置されたものでして、現在、当該海域を操業区域に含む許可者はいません。続いて、29番が今回種子島東方に設置されたものになります。魚礁の詳細は、9ページ以降に掲載しておりますので、お目通しをお願いします。現在報告させていただいた方針は、令和6年4月15日より施行をしています。以上で報告を終了します。

○ 阿久根議長

はい。これは報告事項です。御意見、御質問を受け付けませんことといたします。

【議題5 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○ 阿久根議長

続きまして議題5，議題5は「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について」です。これも報告事項です。

県執行部からの報告，説明をお願いします。

○ 事務局（吉田水産技師）

漁業監理係の吉田と申します。座って報告をさせていただきます。

私からは，くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について御説明いたします。

めくっていただいて，1ページ目を御覧ください。

まず，概要でございます。

今回は，令和5年4月1日から令和6年3月31日までを期間とする，令和5管理年度において県留保枠からの追加であったり，他県等からの譲渡をいただき，本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので，その報告となります。

管理区分への配分ルールとしましては，概ね1割を県留保としまして，残りのおおむね9割を平成22から24年漁期の漁獲実績の，平均値の比率に応じて，それぞれの知事管理区分へ按分することを基本としつつ，可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また，管理年度中に，国からの追加配分等により，本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は，上記の配分基準に準じて，当該増加量を配分します。

配分方法は，令和2年から令和3管理年度の漁獲実績をもとに，管理区分ごとに，次の比率で配分しており，今回譲渡いただいた分についても，同比率を適用しました。

まず，大型魚についてです。2の配分結果の1を御覧ください。大型魚の配分比率は，定置漁業対その他くろまぐろ漁業が71対29となっています。大型魚は，他県等から15.1トンの譲渡をいただき，定置漁業に10.7トン，その他くろまぐろ漁業に4.4トンの追加となりました。そして，変更後の漁獲可能量は，定置漁業が17.8トン，その他くろまぐろ漁業が7.3トンで，合計で25.1トンとなりました。

次に，小型魚です。2-2を御覧ください。小型魚の配分比率は，定置漁業対その他くろまぐろ漁業が79対21となっています。小型魚は，他県等から10.6トンの譲渡いただきまして，下半期の漁獲可能量に，定置漁業は8.4トン，その他くろまぐろ漁業は2.2トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は，定置漁業が21.2トン，その他くろまぐろ漁業7トンとなり，合計で34.2トンとなりました。

これらの変更につきましては，令和6年3月29日付けまでの県公報により告示をしております。

なお，資料には記載をしておりますが，令和5管理年度の実績としましては，小型魚34.2トンに対して，95%に当たる32.4トンの漁獲が，大型魚25.1トンに対

して73%にあたる18.4トンの漁獲がありました。以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま議題5の説明でございましたが、聞いてみたいことはございますか。くろまぐろですから、国際レベルの話ですのでよろしく願いいたします。

【その他】

○ 阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かございますか。ございませんね。県の方から何かございますか。

【閉会】

○ 阿久根議長

特別に、両者から何もないようですので、これで第1回海区漁業調整委員会を閉会いたします。議事進行への御協力、誠にありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。
それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和6年5月14日（火）午後3時16分終了 —